

# 令和8年度ECモールを活用した県産品販売支援業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和8年度ECモールを活用した県産品販売支援業務

## 2. 業務の目的

本業務は、インターネットショッピングモール（以下「ECモール」という。）において、和歌山一番星アワード認定商品及びプレミアム和歌山認定商品を紹介・販売するアンテナショップ型店舗等の特設ページ（以下「特設ページ等」という。）を開設し、広告配信やクーポン施策等と連動させることにより、広く消費者への認知拡大及び売上の増加を図るとともに、購入者属性、閲覧動向、購買動向等のデータを収集・分析し、和歌山一番星アワード認定商品を有する事業者（以下「一番星事業者」という。）及びプレミアム和歌山認定商品を有する事業者（以下「プレミアム事業者」という。）の販路拡大及び販売戦略の改善に資することを目的とする。

## 3. ターゲット

本事業の目的を踏まえ、受託者は、ECモールの利用者層及び購買行動並びに商品の価格帯等の特徴を踏まえたターゲットを設定し、県に提案すること。

ターゲットについては、年齢層、居住地域、購買目的等を明確にするとともに、当該ターゲットに合わせて、特設ページ等、広告配信及びクーポン施策の内容を一貫したものとなるよう設計すること。

## 4. 業務期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。特設ページ等は、令和8年10月31日までに開設することを基本とする。

## 5. 業務内容

### （1）販売手法の基本方針

継続的な販売及びデータ取得が可能な運営形態（アンテナショップ型の店舗運営等）を基本とし、その具体的な実施方法については、受託者からの提案を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。

### （2）特設ページ等の開設及び運営

- （ア）受託者は、和歌山一番星アワード認定商品及びプレミアム和歌山認定商品を紹介する特設ページ等を開設し、運営すること。
- （イ）特設ページ等の開設に当たっては、効果的な集客を図るためのコンセプト等を設定し、県と協議の上、決定すること。

- (ウ) トップページや商品ページ等の構成については、単なる商品一覧にとどまらず、閲覧者の関心を喚起する構成とすること。
- (エ) 今後、和歌山一番星アワード認定商品の増加が見込まれることを踏まえ、掲載商品数の拡大にも対応可能な構成及び運用とすること。
- (3) 販売商品の選定及び掲載
- (ア) 受託者は、県と協議の上、特設ページ等に掲載する商品を選定すること。
- (イ) 掲載商品は、次の二区分により構成するものとする。
- a 和歌山一番星アワード認定商品
- ・ 20商品程度を目安に掲載すること。
  - ・ 本事業の中核として位置付け、商品の特長及び魅力が的確に伝わるよう、商品ごとの紹介、産地又は生産者に関する情報、ストーリー性のあるコンテンツ等を組み合わせ、閲覧者の関心を喚起する構成とすること。
  - ・ 当該商品については、令和8年10月31日までに掲載することを基本とする。
- b プレミア和歌山認定商品
- ・ 現時点で特別賞又は奨励賞を受賞している商品（概ね39商品）については、令和8年10月31日までに掲載することを基本とする。
  - ・ 上記以外のプレミアム和歌山認定商品については、県が別途掲載希望を募り、原則として1事業者1商品を目安に、準備が整い次第順次掲載すること。
  - ・ 前号により掲載する商品については、令和9年3月31日までに掲載を完了すること。
- (ウ) 対象商品は、次の要件を満たすものとする。
- a 関係法令に適合していること。
- b 安定的な供給が可能であること（季節商品を除く。）。
- c 販売価格が合理的かつ妥当であること。
- d 賞味期限が極端に短い商品の掲載については、県と協議の上、決定するものとする。
- (4) 商品紹介コンテンツの制作
- (ア) 一番星事業者20社程度を対象に、既存写真の活用、ウェブ会議、素材提供等により情報収集を行い、商品背景、生産者の思い、地域性等を伝えるストーリー性のあるコンテンツを制作すること。なお、必要に応じて取材を実施すること。
- (イ) 当該コンテンツの制作に当たっては、画一的な表現にとどまらず、商品ごとの特性を踏まえた内容とすること。
- (5) デジタル広告配信及びクーポン施策の実施
- (ア) 受託者は、特設ページ等への誘導と消費喚起を図るため、デジタル広告及びクー

ポン施策を実施すること。

(イ) スマートフォンでの閲覧を前提に、SNS広告、ディスプレイ広告、リスティング広告等の中から、ターゲットへの到達率、クリック率、費用対効果等を考慮して最適な広告媒体を提案し、県と協議の上、決定すること。

(ウ) 広告素材については、掲載する媒体及びターゲット層に応じて、反応が得られる内容で制作すること。

(6) データの収集及び分析

(ア) 受託者は、特設ページ等を通じた購入者データを収集し、商品ジャンル、購入者属性、地域別等の観点から整理・分析を行うこと。

(イ) 分析結果については、単なる数値の集計にとどまらず、一番星事業者及びプレミアム事業者の販売戦略の改善に資する示唆を含む内容として取りまとめ、電子データにより県へ提出すること。

(7) 事業者向け説明会の実施

(ア) 受託者は、本事業の円滑な実施を図るため、事業者向け説明会を実施すること。なお、対象は、一番星事業者及びプレミアム事業者（特別賞・奨励賞受賞事業者を含む）とする。

(イ) 説明内容には、事業の趣旨、出品手続、商品画像の準備方法並びにターゲット層に対する効果的な訴求方法等を含めるものとする。

(ウ) 開催方法については、紀北・紀南等の複数会場での実施を基本とし、各会場1回程度とする。

(エ) 参加機会の確保を図るため、オンライン配信等の実施についても検討すること。

(オ) 実施時期は、特設ページ等開設のおおむね1か月前までとする。

(8) 経費及び運営に関する留意事項

(ア) 受託者は、利用するECモールの特設ページ等制作費、アンテナショップ型店舗運営費、デジタル広告費、クーポン費、事業者向け説明会費、企画運営費その他運営に必要な経費を十分に調査し、必要な運営経費を算出した上で見積書を提出すること。

(イ) 費用配分及び広告出稿先については、県と協議の上、決定するものとする。

## 6. 業務実績報告

(1) 業務実施期間中

(ア) 受託者は、販売実績及び広告配信結果を取りまとめた報告書を作成し、特設ページ等開設の翌月以降、毎月7日までに電子メールにより県へ提出すること。

(2) 業務完了後

(ア) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を提出するとともに、業務全体の実施結果を整理した実績報告書を作成し、電子データ及び紙媒体により提出する

こと。

(イ) 当該報告書には、次年度に向けた課題、改善方策、ターゲット分析及びK P Iに関する提案を含めるものとする。

(ウ) 提出期限は、本業務完了の日から起算して10日以内とする。

## 7. 成果物

(ア) 受託者は、次に掲げる成果物を提出すること。なお、詳細については県と協議の上、決定するものとする。

提出物名称	提出時期	納品形式
特設ページ等デザイン	業務完了後	任意様式・電子データ（JPEG又はPDF形式）
広告用バナー等	業務完了後	任意様式・電子データ（JPEG又はPDF形式）
商品紹介記事・画像・動画等	制作完了後	データ一式
販売状況報告書	特設ページ等開設の翌月以降、毎月7日まで	任意様式
事業者向けフィードバック情報	適宜、県と協議の上決定	電子データ
業務完了報告書・実績報告書	業務完了後	電子データ及び紙媒体1部

## 8. その他

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務内容を十分に理解し、県と密接に連携の上、誠実に履行すること。
- (2) 本業務の目的達成に資する独自の手法等がある場合は、積極的に提案すること。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。
- (6) 契約終了時には、業務の引継ぎに必要なデータを適切な形式で提供すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。